

通常兵器問題

～日本の取組～



小型武器問題

毎年50万人^{*}の命を奪う「事実上の大量破壊兵器」

* 国連事務総長報告
(S/2002/1053)

紛争国に大量に投入され、放置・蓄積される小型兵器。
その行き先は犯罪・テロ組織、そして一般市民にも…。

1990年代、アフリカ諸国では内戦により何十万、何百万という人々が殺され、他にもアジアや中南米を含む世界各地で多くの人が犠牲になりました。こうした紛争で使われたのが、自動小銃などの小型武器です。小型武器は実際に使われ、多くの命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれています。小型武器による甚大な被害は、今なお世界各地で続いている。2018年5月、グテレス国連事務総長は、軍縮の課題をとりまとめた文書として「軍縮アジェンダ」を発表しました。その中で「人命を救う軍縮」として小型武器問題への取組の重要性が指摘されています。



写真提供：UN Photo/Martine Perret

小型武器ってどんなもの？

兵士数名で運搬、使用が可能な
「軽兵器 (Light Weapons)」



兵士一人で携帯、使用が可能な
「小型武器 (Small Arms)」



弾薬及び爆発物



これらの武器を総称して「小型武器」と呼んでいます。

「事実上の大量破壊兵器」

小型武器の問題点

小型武器の横行

世界には
10億丁以上*
の小型武器が
存在しています

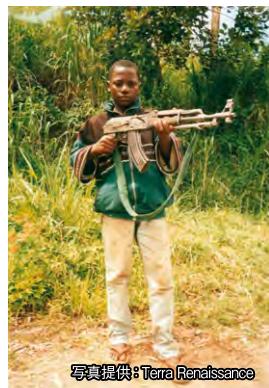
小型武器は、国境を越えて容易に移動します。ある紛争で使われた小型武器が、まったく別の国の紛争で使われることも珍しくありません。さらに、紛争の被害に遭った国は、政府が所有する武器の管理、必要な武器の回収・処分をきちんと行えないために、小型武器問題への取組が難しくなっています。

* Small Arms Survey (2018)

コラム 小型武器は児童兵を増加させる

安く手に入り、容易に使える小型武器は、子どもでも扱うことができます。そのため、世界各地の紛争では、小型武器を持った子どもが児童兵として直接戦闘に参加し、深刻な問題となっています。

国連児童基金 (UNICEF) によると児童兵は世界中で約25万人にのぼると言われています。児童兵増加の問題にはさまざまな原因がありますが、小型武器が広く使われるようになったこともその一つです。



小型武器の氾濫が引き起こす悪循環



日本の貢献：小型武器問題の解決に向けて国連における議論を主導

他国に先駆けて問題への取組を提唱

1995年のガリ国連事務総長による「ミクロ軍縮」の提唱を受け、国連総会に対する小型武器決議の提出を通じ、国連における小型武器問題への取組に道筋をつけました。同決議により、小型武器政府専門家パネルや小型武器政府専門家グループが設置されたほか、国連小型武器会議の開催が決定され、2001年、国連小型武器会議において、小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅に向けた「行動計画」が採択されました。

日本の代表が国連における議論を主導（肩書きは当時のもの）

- ・政府専門家パネル（1997年）及び政府専門家グループ（1999年）の議長に加えて、国連小型武器会議（2001年）の副議長を歴任し、「行動計画」採択に貢献しました。
- ・第1回国連小型武器中間会合（2003年）では、猪口邦子軍縮代表部大使が議長を務め、小型武器問題に対する国際社会の積極的な取組への機運を高めました。
- ・第2回国連小型武器行動計画履行検討会議（2012年）では、日本が調整役を務め、第3回履行検討会議までの作業スケジュールに関する合意のとりまとめに貢献しました。



【国連小型武器政府専門家パネル、国連小型武器政府専門家グループの議長等を歴任した堂之脇光朗（どうのわき みつろう）外務省参与（当時）】



【第1回国連小型武器中間会合（2003年）で議長を務めた猪口邦子軍縮代表部大使（当時）】

国連小型武器行動計画とは

「国連小型武器行動計画」は、その後に作成された「トレーシング（小型武器の追跡）国際文書」（2005年）や「非合法小型武器ブローカリング（仲介）政府専門家会合報告書」（2007年）と共に、国連加盟国が小型武器問題に取り組むうえでの重要な行動指針となっています。

行動計画のポイント：

- ・非合法取引規制に関する具体的措置として、法制度の整備、輸出入許認可制度の確立、被害国における小型武器の回収・破壊等を含むDDR（武装解除・動員解除・社会復帰）の実施等、国家、地域、国際社会全体の各レベルで取り組むべき措置を規定。
- ・国家、国際機関、市民社会等の協力、被害国における法制度整備、法執行等の分野における能力構築への支援等の国際協力の重要性を指摘。

日本による小型武器対策支援

小型武器の需要は、地域社会の治安と密接に関わっています。治安に不安があると、住民は自分や家族の安全を守るために小型武器を手に入れたり、使おうとします。武器を使った犯罪が多く発生する社会、警察が頼りにならず自分の身は自分で守らなければならない社会。日本では想像しにくいことですが、このような社会や共同体が世界には多く存在します。

日本は、二国間ベース及び国際機関経由で、政府開発援助（ODA）による小型武器対策支援を実施しています。



【コートジボワールにおける小型武器回収・廃棄事業（2012年）によって廃棄される武器】
写真提供：UNDP

武器貿易条約

Arms Trade Treaty

● 条約の成立経緯

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器のことをいいます。例えば、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイルから拳銃などの小型武器まで多岐にわたります。

通常兵器の不正な取引が各国の安全保障、社会、経済、及び人道状況に悪影響をもたらすことから、1990年代後半から、特に非政府団体や有識者等によって通常兵器の移転の規制に関する高い水準の国際的な基準を規定する必要性が、指摘されてきました。

2006年に、日本、アルゼンチン、英国、ケニア、オーストラリア、コスタリカ、フィンランドの7か国が共同で提出した国連総会決議に基づいて、国連で「武器貿易条約」（ATT）を作成するためのプロセスが開始されました。

その後、3回の政府専門家会合、2回の作業部会、4回の準備委員会を経て、2012年7月の国連会議と2013年3月の最終国連会議で交渉が行われました。最終国連会議では一部の国の反対によりコンセンサスが成立しませんでしたが、ATTの条約案が同年4月2日に国連総会において賛成多数で採択されました。



武器貿易条約(ATT)が、国連で採択(2013年4月2日)

● 日本の貢献

日本は、従来から、幅広い国が参加する実効的な武器取引の規制のための条約の必要性を国際社会に訴えてきました。その上で国際社会全体による通常兵器の貿易の管理が強化されれば、国際社会の平和と安定に寄与するとの観点から、武器貿易条約の作成に主導的な役割を果たしました。

いずれの国連会議においても、日本政府代表団は原共同提案国、また、副議長国として積極的に交渉に参加し、他の推進国やNGOとも連携しつつ様々な提案を行い、条約案の作成に大きく貢献しました。

最終国連会議では、仲介（ブローカリング）に関する規定についての交渉の調整役を務めるなど、重要な論点について関係国間の見解の相違を埋めるための調整を行いました。

2013年6月3日、ニューヨークの国連本部における条約の署名式において、軍縮会議日本政府代表部の天野之弥大使（当時）が署名を行いました。

● 条約採択後の取組と条約の発効

日本は、主要な武器取引国を含む幅広い国がこの条約に参加することにより、武器取引の規制のための実効性が確保されることを重視しています。

ATTが早期に発効することを目指し、各国の署名・締結を促進させる政治的な機運を高めるために、2013年9月25日に、ニューヨークの国連本部において、日本を含む原共同提案国によりATTハイレベル会合が共催されました。日本からは、岸田文雄外務大臣（当時）が出席し、ATTを早期に締結する決意を表明し、また、幅広い国、とくに主要な武器取引国の締結が重要であることなどを訴えました。

2014年12月24日に条約上の定める要件を満たし、ATTが発効しました（2018年10月現在、締約国・地域数は99）。



写真提供：UN Photo/Martine Perret

武器貿易条約とは？

● 条約の目的

国際的及び地域的な平和と安全への寄与のため、通常兵器の国際貿易を規制するための国際的基準の確立、その不正な取引の防止などを目的としています。

● 規制の内容

戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びその発射装置、小型武器及び軽兵器の輸出、輸入、通過、積替え、仲介。

弾薬類（通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投下されるもの）や部品・構成品（通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる場合）の輸出。

● 締約国の義務

条約の実施 条約の実施のために、通常兵器の管理リストを含む国内的な管理制度を整備する

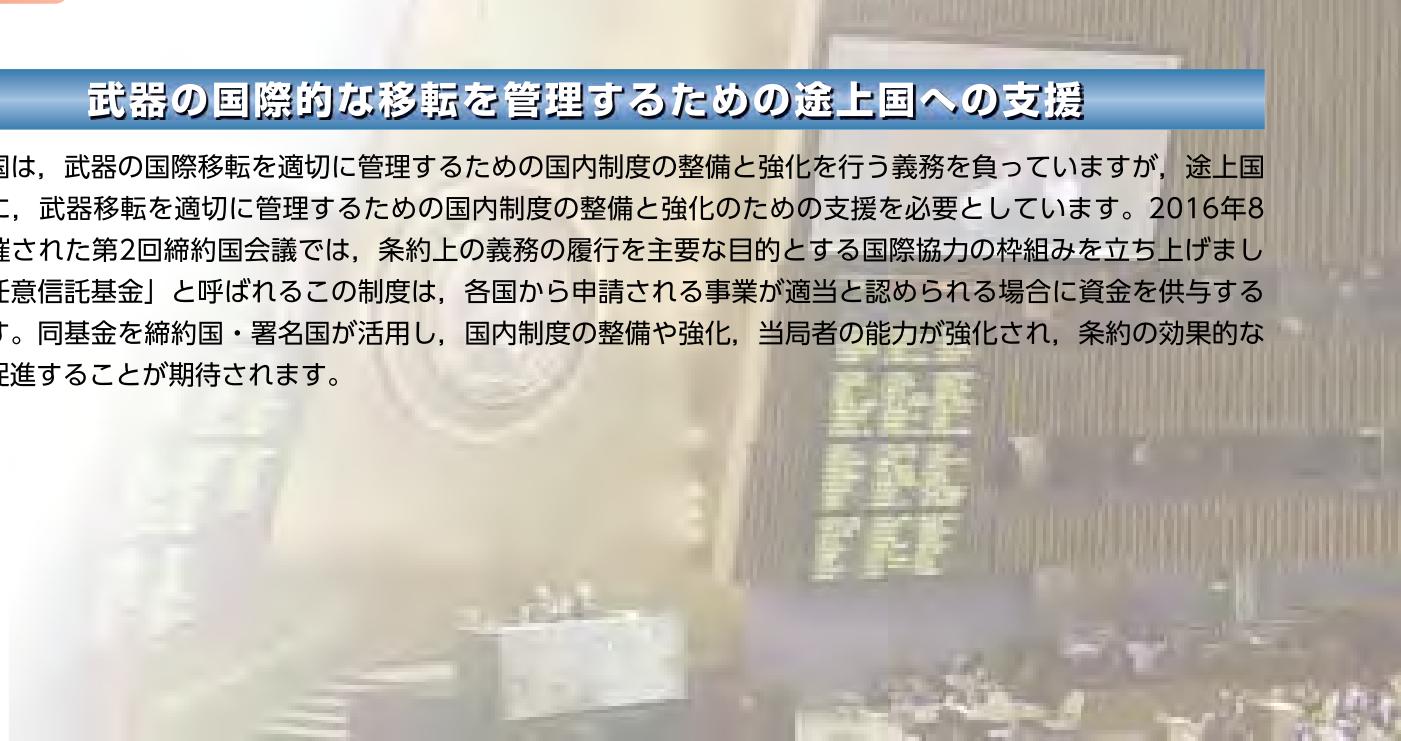
移転の禁止 国連安保理決議や自国が当事国である国際協定に基づく義務等に違反する場合には通常兵器の移転を許可しない

輸出評価 通常兵器が平和及び安全に寄与し又はこれを損なう可能性、国際人道法・国際人権法の重大な違反等に使用される可能性について評価する。著しい危険性がある場合は、移転を許可しない

報告 条約の実施のためにとられた措置等について条約事務局に報告する

武器の国際的な移転を管理するための途上国への支援

締約国は、武器の国際移転を適切に管理するための国内制度の整備と強化を行う義務を負っていますが、途上国を中心に、武器移転を適切に管理するための国内制度の整備と強化のための支援を必要としています。2016年8月に開催された第2回締約国会議では、条約上の義務の履行を主要な目的とする国際協力の枠組みを立ち上げました。「任意信託基金」と呼ばれるこの制度は、各国から申請される事業が適当と認められる場合に資金を供与するものです。同基金を締約国・署名国が活用し、国内制度の整備や強化、当局者の能力が強化され、条約の効果的な履行が促進することが期待されます。



武器貿易条約第4回締約国会議の本邦開催

アジア太平洋地域で初の締約国会議

武器貿易条約は、通常兵器を規制する初の条約として2014年12月24日に発効しました。条約交渉から積極的に関与してきた日本は、第3回締約国会議（2017年9月）において、軍縮会議日本政府代表部の高見澤将林（たかみざわ のぶしげ）大使が第4回締約国会議（Conference of States Parties：CSP4）の議長に全会一致で選出されました。

2018年8月20日から24日にかけて東京で開催されたCSP4は、アジア太平洋地域で開催される初めての締約国会議であり、世界各地から109か国・地域、国際・地域機関、NGO、産業界から約400名が参加しました。

ATTの2018年10月現在の締約国・地域数は99であり、国連加盟国・地域の半数が締結する一方、アジア太平洋地域における締結状況が課題となっているところ、日本における締約国会議の開催を契機とし、同地域での条約の普遍化が期待されます。

ハイレベルの出席

会議初日のオープニング・セッションでは、河野太郎（こうの たろう）外務大臣が会議ホスト国を代表して出席し、小型武器を含む通常兵器に関する国際貿易の適切な管理と不正な流用の防止を通じて地域と国際の平和と安全を増進させることを目指すATTは、条約の更なる普遍化と効果的な履行という二つの差し迫った課題に現在直面している旨指摘した上で、様々な関係者の協働を呼びかけました。また、中満泉（なかみつ いずみ）国連事務次長兼軍縮問題担当上級代表からのビデオメッセージ、エレン・ダーラム赤十字国際委員会国際法・政策局長、そして市民社会を代表してネパールのNGO代表者によるステートメントが行われました。



議長を務める高見澤大使（右）



日本政府代表としてステートメントを行う河野外務大臣

条約の実施に関する議論の深化

発効から3年を経て、条約の運営に関する手続的な議論から、条約の具体的な実施に関する議論へと焦点が移行しており、第2回締約国会議（2016年8月）では、専門家を招く等して集中的な議論を行うための「作業部会」や、条約実施のための国際協力を促進する「任意信託基金」の設置が決定され、第3回締約国会議（2017年9月）では、ATTと持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の関連性について議論が行われたのに続き、今回の第4回締約国会議においても具体的かつ積極的な議論が展開されました。



多くの参加者が集った会議場（ホテル椿山荘東京）の様子

対人地雷問題

後を絶たない,対人地雷による死傷者

対人地雷は、埋められた地中で50年～100年は威力を保ち、安価で製造・埋設が簡単な一方、除去に莫大な費用がかかるために、イエメン、アフガニスタンなどの被埋設国で深刻な問題となっています。地域紛争の発生等を理由に、2013年以降は地雷被害者数が増加傾向にあり、2016年には、世界56か国・地域において、報告されただけでも年間の地雷被害者数は約8,600人以上にのぼるといわれています（「2017年地雷モニター報告書」より）。



除去には莫大な資金が必要です

地雷は一個当たり3～75米ドルで製造でき、埋設も簡単です。しかし、除去費用は一個当たり300～1,000米ドルもかかります。完全除去には莫大な資金が必要になるため、極めて深刻な問題になっています。



WHO ブレティン 2003 「地雷被害者のリハビリテーション—究極の課題」より
著：ニコラス・ウォルシュ及びウェンディ・ウォルシュ

暴発を防ぐために、全神経を
指先に集中させ、地雷を探す
除去隊員（アフガニスタン）
(写真提供：UNOPS)



地雷による被害者（アンゴラ）
(写真提供：難民を助ける会)

対人地雷とは…近づき、触れるだけで人を著しく傷つける

対人地雷禁止条約によれば、「対人地雷」とは、「人の存在、接近、又は接触によって爆発するように設計された地雷」であり、人の「機能を著しく害し、又はこれらの者を殺傷するもの」を言います。



起爆装置:火薬が除かれた実際の地雷(カンボジア地雷対策センターにて)



除去された地雷を1か所に集め、爆破する(アフガニスタン)

対人地雷に、日本はどう取り組んでいるのか

日本は、対人地雷問題に関し、「国際社会全体での実効的な対人地雷の禁止」と「被害国への地雷対策支援の強化」を中心とした取組を行っています。

実効的かつ普遍的な 対人地雷の禁止

より多くの国が
対人地雷禁止条約(オタワ条約)を
締結することを推進

被害国への 地雷対策支援の強化

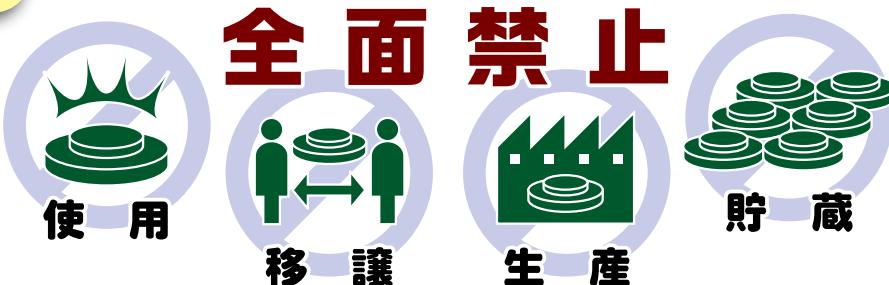
地雷除去活動
技術開発
地雷回避教育
例えば…
被害者支援

対人地雷禁止条約（オタワ条約）

1997年にこの条約が成立して、対人地雷の廃絶へ大きく踏み出しました。

対人地雷禁止条約（オタワ条約）とは…

基本的に対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止



オタワ条約調印の様子

貯蔵地雷の4年以内の廃棄、
埋設地雷の10年以内の除去等を義務付ける

貯蔵地雷の廃棄
4年以内

埋設地雷の除去
10年以内



対人地雷禁止条約第15回締約国会議
(2016年チリ、サンティアゴ)

日本のオタワ条約締結

日本は、対人地雷禁止条約を1997年12月3日に署名しました。1998年9月30日には同条約を締結し、同時に、国内においてこの条約を履行担保するための「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」を成立させました。この他、廃棄すべき約100万個の貯蔵対人地雷の廃棄を2003年2月8日に完了し、同日、滋賀県新旭町（現・高島市）において小泉総理大臣（当時）の参加の下、廃棄完了式典を行いました。

日本は、オタワ条約の実施状況を確認するために開催されるオタワ条約関連会合（年次締約国会議・5年に1度の検討会議等）の運営面でも貢献しております。2017年には条約署名から20周年を迎えました。この20年間で、様々な対人地雷対策が推進されてきましたが、世界各地で依然として対人地雷の被害が発生しており、引き続き対策は必要な状況です。



オタワ条約に署名する小渕外務大臣（当時）（1997年）

普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止の実現に向けた取組

日本は、できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の解決に資するとの立場から、機会あるごとに各國政府、特に非締約国の中華人民共和国、インド、パキスタンなどのアジア太平洋の国々に対して条約の締結を働きかけています（2018年10月現在、締約国は164か国）。

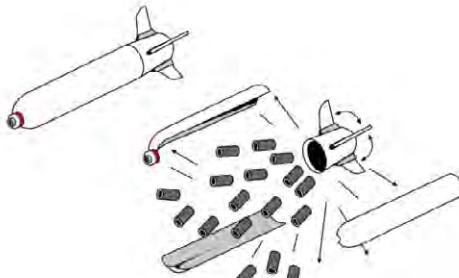
クラスター弾問題

クラスター弾などの不発弾がもたらす被害を防ぎ止める

● クラスター弾とはどのようなものか

クラスター弾とは、一般的には、多量の子弹を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弹が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいいます。1個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われています。

クラスター爆弾が開き、子弹が散布される様子を描いた画像



提供：Norwegian People's Aid



様々な形状・種類があるクラスター弾（写真は不発弾）



（写真提供：日本地雷処理を支援する会（JMAS（左）），クラスター弾連合 Cluster Bombs In The Olive Grove: ©CMC/Simon Conway（CMC（中）），ジュネーブ人道的地雷除去センター（GICHD（右））

● クラスター弾がもたらす問題

クラスター弾については、その攻撃範囲の広さゆえに一般市民も含め無差別に被害を及ぼす可能性が高いこと、また、不発弾となった子弹が、紛争終結後も、不慮の爆発によって人を死傷させるだけでなく、避難民の帰還を遅らせ、土地の再利用を困難にし、復興・開発の妨げとなることが問題となっています。

クラスター弾の爆発被害に遭うと、死亡や手足を失うなどの重傷を負うなど深刻な影響があります。2016年までに、2万1,200人以上の被害者数が報告されています（「2016年クラスター弾モニター報告書」より）。

クラスター弾の子弹は、鮮やかな色のものや、ボール状の形のものもあり、子供が興味本位で触れてしまい、被害に遭うこともあるそうです。



写真提供：CMC/Alison Locke 「レバノンの11歳、Zahra」、「Dtarとその子供達」

● クラスター弾の国際的な禁止・規制へ

ラオス、イラク、コソボ、アフガニスタン、レバノン等で使用されたクラスター弾やその不発弾が、紛争が終結してからも一般市民に大きな被害を与えてきたことから、国際社会において対応の必要性が議論されてきました。

このような状況のもと、2007年2月、ノルウェーの首都オスロにおいて、49か国が参加する国際会議が開催され、クラスター弾の使用、生産、移譲及び貯蔵を禁止する国際約束を2008年中に作成するという「オスロ宣言」が発出されました。これ以降の国際的な規制のあり方を議論する一連の国際会議は「オスロ・プロセス」と呼ばれ、最終的には2008年5月にアイルランドで開催されたダブリン会議において、クラスター弾に関する条約が採択されました。

クラスター弾に関する条約(Convention on Cluster Munitions)

● クラスター弾に関する条約とは

- クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等を全面的に禁止
- クラスター弾の貯蔵弾の8年以内の廃棄、自国内に存在するクラスター弾残存物を10年以内に除去
- 被害者に対する援助
- 國際的な協力及び援助

● 日本のクラスター弾条約締結

2008年12月3日に行われたクラスター弾に関する条約（CCM）の署名式に、中曾根弘文外務大臣（当時）が出席して署名を行いました。その後、日本国内における条約の履行を確保するための「クラスター弾の製造の禁止及び所持の禁止に関する法律」を制定し、罰則をもってクラスター弾の製造を禁止、所持を規制し、2009年7月に、条約の受諾書を国連に寄託しました。また、2015年2月9日、条約に基づき実施してきた、我が国が貯蔵するクラスター弾の廃棄が完了しました。



CCMに署名する中曾根外務大臣（当時）（2008年）

● 日本のクラスター弾問題に関する取組

1. 条約の普遍化

対人地雷禁止条約と同様に、できるだけ多くの国がこの条約を締結することが、クラスター弾がもたらす問題の解決に資するとの立場から、機会あるごとに、各國政府、特にアジア太平洋の非締約国の国を中心に条約の締結を働きかけています（2018年10月現在、条約の締約国は104か国）

2. 国際協力と支援

日本は、クラスター弾の不発弾被害が特に大きいラオスやレバノン等の被害国に対して、不発弾の除去・被害者支援・地雷回避教育等の国際的な協力や援助を実施しています。

● 代表的プロジェクト

日本のNGO「日本地雷処理を支援する会」（JMAS）は、ラオス南部のアッタプー県において、住民の安全確保やクラスター弾で汚染された土地の安全化のため、日本NGO・連携無償資金協力を活用したクラスター弾を含む不発弾処理活動を実施してきています。



探査で発見された不発弾の確認を行うJMAS専門家

通常兵器に関する様々な国際枠組み

● 特定通常兵器使用禁止制限条約 (Convention on Certain Conventional Weapons : CCW)

条約の経緯

非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーヴ追加議定書（1977年採択、1978年発効）が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979年及び1980年の2度の国連会議の結果、1980年に採択されました、1983年発効。（我が国は1982年に批准書寄託）。

条約の構成

本条約は、手続等基本的事項につき規定した本体条約及び個別の通常兵器について規制する以下の5つの附属議定書から構成されています。

(1) 検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（附属議定書I；1983年発効）

検出不可能な破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とする兵器の使用を禁止しています。

(2) 地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書（附属議定書II；1983年発効。1996年に改正（改正議定書II）；1998年発効）

1983年の議定書は、対人地雷が主に使用される内乱には適用されず、また、探知不可能な地雷等を禁止していない等の問題点を内包していましたが、1996年に改正された議定書は内乱にも適用され、一定の地雷（探知不可能なもの又は自己破壊機能を有さないもの）の使用制限や移譲の規制が盛り込まれるなど規制が強化されました。

(3) 燃夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（附属議定書III；1983年発効）

文民及び民用物をナパーム弾等の燃夷兵器による攻撃目標とすること、人口周密地域にある軍事目標を攻撃目標とすること等を禁止しています。

(4) 失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（附属議定書IV；1998年発効）

永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器の使用及び移譲の禁止等を規定しています。

(5) 爆発性戦争残存物に関する議定書（附属議定書V；2006年発効。我が国は未締結。）

主に不発弾等の危険を最小化するために、紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小化するための技術的予防措置を規定しています。

・CCWの枠組みの下で、2017年11月以降、自律型致死兵器システム（LAWs：Lethal Autonomous Weapons Systems）に関する政府専門家会合が実施され、LAWsの特徴、人間と機械の相互関係さらにはLAWsに係わる先端技術等について活発な議論が行われてきています。

● 信頼醸成措置

●国連軍備登録制度 (United Nations Report on Conventional Arms : UNROCA)

・1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省から、軍備の透明性を高めるため、主要武器の輸出入を国連に登録するものです。

・報告対象は以下の7カテゴリーの通常兵器です。

- ① 戦車
- ② 装甲戦闘車両
- ③ 大口径火砲システム
- ④ 戦闘用航空機
- ⑤ 攻撃ヘリコプター
- ⑥ 軍用艦艇
- ⑦ ミサイル及びミサイル発射装置



・報告制度への参加国数は近年100か国を下回っているところ、より多くの国が参加することで軍備の透明性向上が課題となっています。

●国連軍事支出報告制度 (United Nations Report on Military Expenditures : UNMILEX)

・加盟国が毎年自国の軍事支出を国連に報告する制度として1981年に設立されました。当初は軍事支出の削減手段として考えられていましたが、時代の変遷を経て、1990年代には透明性向上の手段としてその有用性が認識されるようになりました。

・報告回数の蓄積により、各国の公表された軍事費増減の動向を推定することが可能となります。報告様式の改訂も含めた今後のあり方を議論するための、政府専門家会合が開催されています。

ラオスにおけるUXO除去の機械化支援

皆さん、UXOという言葉をご存じでしょうか？UXOは「Unexploded Ordnance」の略であり、「不発弾」という意味です。

あまり知られていないことですが、実は、ラオスは、第二次インドシナ戦争（ベトナム戦争）においてラオス国内がホーチミンルートにつながっているということで、200万トンにも及ぶ激しい空爆を受け、その多くがクラスター弾といわれています。約2億7千発のクラスター弾の子爆弾が雨のように降り注ぎ、約8千万発が不発弾として残り、国土の約3分の1にあたる870万ヘクタールが、不発弾に汚染されている状況です。

戦後40年を過ぎても、いまだにラオス国内のUXO除去は思うように進んでいません。その要因として、

- (1) 空爆のためUXOが国中に広く分散していること、
 - (2) UXOの探査に時間を要すること、
 - (3) UXOの処理が人手による一つ一つの爆破処理のため、更に時間を要すること、
- 等が挙げられます。

現在も不発弾による被害者が出ていることに加え、残留する不発弾は、インフラ整備を含めあらゆる社会開発を阻害する要因となっているため、ラオス政府は、除去を最重点課題とし、持続可能な開発目標（SDGs）の18番目の目標に置き、UXO除去の加速化のため国際社会に支援を求めています。

こうした中、社会貢献の一環として、カンボジア、アンゴラ等で対人地雷の機械処理支援等を進めている日本の建設機械メーカーのコマツは、世界初となる対人地雷除去機（UXO処理用）を開発しました。この機材は、UXOとして残っているクラスター子弾を機材の先端の爪の部分で一瞬に粉砕するもので、これまで手作業で行ってきたUXO爆破処理（爆破準備、周辺の人・家畜の避難、爆破処理）等の一連の作業を、爆発を伴わずに安全に迅速に機械処理することを可能とし、作業時間の大大幅な短縮につながります。

コマツは、2015年にラオス国内シェンクワン県でこの機材のテストを実施し、UXOの機械粉砕処理を成功させました。その成果を受けラオスへの正式導入に向けて、運用手順書の開発等を行なうべく、コマツと対人地雷・UXO除去を専門とする日本のNGO「日本地雷処理を支援する会（JMAS）」が、共同でラオスにおけるUXO機械除去のプロジェクトを立ち上げました。日本政府は、このプロジェクトを支援するため、昨年、資金協力をいました。今後3年間で様々な実証データを集め、UXO機械除去機の作業手順等を作成し、ラオス政府の認可を受け、本機をラオス各地のUXO除去現場に導入し、UXO除去の飛躍的な加速に貢献したいと考えています。

UXO除去の機械化支援は、日本の優れた民間技術があってこそ成り立つ、我が国の官民連携によるユニークな協力です。この機械の導入により、ラオス政府のオーナーシップのもとでUXO除去が加速し、豊かな国土と安全を早く取り戻せることが期待されています。

【UXO除去機の概要】



クラスター子弾の除去【写真提供：コマツ及びJMAS】

・仕様
重量：14.4トン
エンジン出力：68.4キロワット（92馬力）
全長（輸送寸法）：7.6メートル
全高（輸送寸法）：2.9メートル
全幅（輸送寸法）：2.5メートル



先端部分で挟んで破碎する。爆発することなく、安全に処理が可能。【写真提供：コマツ及びJMAS】

外務省軍縮・不拡散ホームページ

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html>

外務省通常兵器分野の軍縮関連ホームページ

小型武器

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/sw/index.html>

武器貿易条約

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/att/index.html>

対人地雷問題

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>

クラスター弾に関する条約

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/cluster/index.html>

特定通常兵器使用禁止制限条約

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/index.html>

国連軍備登録制度

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/touroku/index.html>

国連軍事支出報告制度

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/shisyutsu/index.html>

なるほど軍縮・不拡散

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/naruhodo/index.html>

日本の軍縮・不拡散外交（軍縮・不拡散白書）

- https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho_pub.html

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL : 03-3580-3311(代)

編集：総合外交政策局軍縮不拡散・科学部通常兵器室

発行：国内広報室

写真提供

国連プロジェクト・
サービス機関（UNOPS）

UN Photo Library

特定非営利活動法人
テラ・ルネッサンス

国連開発計画（UNDP）

特定非営利活動法人
難民を助ける会（AAR）

独立行政法人国際協力機構（JICA）

特定非営利活動法人
日本地雷処理を支援する会（JMAS）

地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）

クラスター弾連合（CMC）

ジュネーブ人道的
地雷除去センター（GICHD）

コマツ